

### (事業の目的)

第1条 この運営規程は、社会福祉法人合歓木の会が設置するグループホーム「百日紅の家」(以下「事業所」という。)が実施する指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員等(以下「従業者」という。)が要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症(介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)によって自立した生活が困難になった利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にあるものを除く。以下同じ。)に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努める。

指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上に努める。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るように配慮して行う
- 3 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 前各項のほか、「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」(平成25年土佐清水市条例第4号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

### (事業の運営)

第3条 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### **(事業所の名称及び所在地)**

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム「百日紅の家」
- (2) 所在地 高知県土佐清水市グリーンハイツ 20 番 21 号

### **(職員の職種、員数及び職務の内容)**

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1 人 (介護職員兼務)

管理者は、業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守すべき事項について指揮・命令を行うとともに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

- (2) 計画作成担当者 非常勤 1 人 (介護職員兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「認知症対応型共同生活介護計画」という。）を作成し、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡及び調整を行うとともに認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたる。

- (3) 介護職員 常勤 3 人以上 (管理者の 1 人含む)  
非常勤 4 人以上 (計画作成担当者 1 人含む)

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供にあたる。

※ 夜間及び深夜時間帯（20 時から翌朝 7 時）は、常時 1 人の夜勤職員（介護職員）を配置するものとする。

### **(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)**

第6条 事業所の利用定員は 9 人とする。(全 9 室個室)

### **(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)**

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助等

### **(介護計画の作成)**

第8条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成する。

2 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画の作成にあたっては、その目標及び内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得るとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

- 3 認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画を利用者に交付する。
- 4 利用者に対し、認知症対応型共同生活介護〔介護予防認知症対応型共同生活介護〕計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

#### (指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第9条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスである時は、その1割から3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食材費 日額 1,000円
- (2) 家賃 月額 27,000円
- (3) 光熱水費 月額 20,000円

ただし光熱水費は、月途中における入退所については日割り計算とする。

(4) 前各号に掲げるものの他、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供の開始に際しあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けものとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

#### (入退居にあたっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象は、要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあっては要支援状態）であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申し込み者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切

な措置を速やかに講じる。

- 4 利用者の退居に際しては、利用者及び利用者の家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

### **(衛生管理等)**

第 11 条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### **(緊急時等における対応方法)**

第 12 条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医や協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに必要な措置を講じる。また、その事故の状況及び事故に関してとった処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- 4 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### **(非常災害対策)**

第 13 条 災害時等における利用者の安全を確保するため、地域消防署及び地域住民との連携を図り緊急時の連絡体制を整備する。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供中に天災その他の災害が発生した場合、防災対策マニュアルに基づき、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる

- 3 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成した防災対策マニュアルを活用し、防火管理者及び火元責任者を定め、年間の定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。

(1) 防火管理者は事業所管理者をあて、火元責任者には事業所介護職員をあてる。

(2) 始業時、終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行うものとする。

(3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に委託するものとする。なお当該点検の際には防火管理者が立ち会うものとする。

(4) 非常災害設備は常に有効に作動するよう対策を講じるものとする。

(5) 火災や地震等の災害が発生した場合には、利用者の安全を第一優先事項とし、利用者の避難経路確保及び避難の措置を事業所従業者がおこなうものとする。

(6) 防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①利用者を含めた総合訓練 年2回以上

②非常災害用設備の使用法の徹底 随時

(7) その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとるものとする。

4 地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定するものとする。このマニュアルは、従業者の勤務体制及び災害の発生時間帯を考慮したものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

### (協力医療機関等)

第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

### (苦情処理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の6若しくは法第115条の16の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 事業所は提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

### (個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

### (虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 『虐待防止検討委員会』を組成し、定期開催するとともに、結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を概ね 6 月に 1 回実施し、内容を記録する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための責任者は施設長とし、管理者、生活相談員、計画作成担当者又はサービス提供責任者を『虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者』とする。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### (身体的拘束等)

第 18 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### (地域との連携等)

第 19 条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置し、概ね 2 月に 1 回以上開催するものとする

2 事業所は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

3 運営推進会議を構成する者及び会議の内容は以下のとおりとする。なお会議の内容に関して記録を作成し、公表するものとする。

(1) 構成する者

事業所管理者、利用者及びその家族、地域住民代表者、事業所が所在する市町村職員及び地域包括センターの職員

(2) 会議の内容

事業所の活動状況及び内部・外部評価の報告、運営推進会議における事業所の評価、運営推進会議からの必要な要望、助言

### (業務継続計画の策定等)

第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時

の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を概ね 6 月に 1 回実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### （その他運営に関する留意事項）

第 21 条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする（下記の研修等）。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 内部研修及び外部研修（「介護基礎研修」等 採用後半年以内に各一回）
- (2) 継続研修 認知症介護実践研修（「実践者研修」・「実践リーダー研修」等）

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人合歓木の会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、	平成 22 年 4 月 1 日	から施行する。
	平成 23 年 12 月 1 日	から施行する。
	平成 25 年 4 月 1 日	から施行する。
	平成 26 年 4 月 1 日	から施行する。
	平成 27 年 5 月 1 日	から施行する。
	平成 27 年 8 月 1 日	から施行する。
	平成 30 年 8 月 1 日	から施行する。
	令和 5 年 1 月 1 日	から施行する。